

不適切事務についてのご報告

昨年11月に発覚し、新聞で報道されましたNPO法人との契約など、元職員による不適切事務処理について経過報告をいたします。

NPO法人と委託契約をした町のPR事業について

■町内の住民団体の方から、平成21年度から27年度にかけてNPO法人に委託した事業のうち、10の事業についての契約額と領収書の差額2,825万5千円の返還請求を行うよう、住民訴訟を受けているところです。初回は原告欠席につき、次回の口頭弁論が10月下旬に予定され、審理が開始されることになっています。

■町は監査委員の監査結果と住民監査請求についての勧告に従って、平成27年度に支出した「大山賛歌CD制作料」約111万円をNPO法人に返還請求を行い、5月11日に返還されました。

■その後の調査で、平成23年と24年度に委託した2つの事業についても二重計上と思われることから、NPO法人に対して合計で約678万円の返還請求を行っています。

町の関連団体からの不適切出金について

新聞等でも報道されましたが、元職員が担当課長として管理していた、2つの関連団体の通帳から平成25年から26年にかけて約250万円を出金させ、目的外使用をしていたことが新たに判明しました。町は、元職員に対して8月末に返還を求め、9月上旬に全額が返還されました。

